令和　　年度水張りほ場申出書

経営所得安定対策等事業における、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田とするため、令和　　年度中に下記のほ場について、３１日以上のたん水管理を行うことを申し出します。

　≪３１日以上たん水管理を行うほ場一覧≫　※たん水前後の作物は同一作物を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ほ場地番 | 面　積 | たん水管理期間 | たん水前後の作物 |
|  | 　　　　㎡ | 令和　年　月　日　～令和　年　月　日 |  |
|  | 　　　　㎡ | 令和　年　月　日　～令和　年　月　日 |  |
|  | 　　　　㎡ | 令和　年　月　日　～令和　年　月　日 |  |
|  | 　　　　㎡ | 令和　年　月　日　～令和　年　月　日 |  |
|  | 　　　　㎡ | 令和　年　月　日　～令和　年　月　日 |  |

申請要件

　□たん水管理終了後、当該ほ場に係るたん水をしていることが分かる写真（たん水管理初日と終日の写真）を提出します。

□たん水管理前後に作付けする作物（同一作物）が麦、大豆以外の場合は、たん水管理前の単収（収量）及び、たん水管理後の単収（収量）を証明する書類を、たん水管理後の単収（収量）確定から３１日以内に提出します。

□麦、大豆を含めて、自然災害や鳥獣被害があったために単収（収量）が減少している場合は、別紙理由書を提出します。

鹿島市農業再生協議会　様

　　農業者名

（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　　所

連　絡　先

裏面有

留意事項

１．水深等の基準

　　・水稲作付けの場合と同等のたん水管理を実施してください。

２．水張りの期間

　　・天水による一時的なたん水ではなく、用水によるたん水状態が持続される期間として、３１日以上行う必要があります。

３．部分的な水張りについて

　　・交付対象水田の水張りについては、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく、部分的にたん水管理をした場合は、水張りとは認められません。

氏名：

住所：

電話番号：

水田地番：

たん水期間：　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日（３１日以上）

チェックリスト

[ ] 　現在交付対象水田であり、水稲作付の場合と同等のたん水管理ができる

[ ] 　ほ場全体に水張りしていることがわかる写真がある

[ ] 　用水供給設備（ポンプや引込水路等）が分かる写真がある

**写真報告書**

**開始水田１**

撮影日

令和　　年

　　月　　日

水張り水田



**※水が張っていることが確認できる写真であること**

**開始水田２**

撮影日

令和　　年

　　月　　日



水張り水田

**※水が張っていることが確認できる写真であること**

**用水供給設備**

**※水田にポンプや水路から取水していることが**

**確認できる写真であること**

**終了水田１**

（開始時の写真から３１日以上経過している写真）

撮影日

令和　　年

　　月　　日

**※水が張っていることが確認できる写真であること**

**終了水田２**

（開始時の写真から３１日以上経過している写真）

撮影日

令和　　年

　　月　　日

**※水が張っていることが確認できる写真であること**